私的独占の禁止及び公平成九年運輸省令第四十八号

六条及び第二十条の施行に伴う経過措置を定める省令私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律第十

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適路運送となび、

(航空法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 整理法第二十条の規定による改正後の航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百十第二条 整理法第二十条の規定による改正後の航空法施行規則(昭和二十七年運輸省 を第五十六号)第二百二十一条第二項の書類を運輸大臣(不定期航空運送事業者にあつては、地 下から三月以内に、改正省令第七条の規定による改正後の航空法施行規則(昭和二十七年運輸省 中から三月以内に、改正省令第七条の規定による改正後の航空とがの航空法が表別、の協定に該当する協定の認条第一号(同法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。)の協定に該当する協定の認 新工条 整理法第二十条の規定による改正後の航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百十

則

この省令は、整理法の施行の日(平成九年七月二十日)から施行する。